

ベイコム防犯カメラ利用規約

第1条（規約の適用）

ベイコム防犯カメラ（以下、「本サービス」といいます。）は住友電気工業株式会社が運営する容量録画方式クラウドカメラサービスを株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下、「当社」といいます。）が提供するサービスであり、当社は、ベイコム防犯カメラ利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定めるものとします。

2 本サービスは、Baycom 光インターネット 1G 以上の契約者又は Baycom 光インターネット 1G 以上と同時に申込みをした方が申込みできるものとします。

第2条（規約の変更）

本規約の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合には、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において、変更できるものとします。

2 前項による本規約の変更の際には、変更後の本規約の内容と適用開始日を店頭表示、インターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第3条（本サービスの内容）

当社は、当社が設置する対応ハードウェアで撮影した映像を、第7条（契約申込みの方法）の規定に従い本サービスを申込み、これを利用する方

（以下、「利用者」といいます。）がインターネット接続サービスを介して確認できるサービスを提供します。契約者は、対応ハードウェアを最大3台まで貸し出しを受けることができるものとします。

第4条（用語の定義）

本規約では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
光インターネット	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
対応ハードウェア	本サービスを利用するために必要な機能を搭載し、当社が指定するネットワークカメラ等の機器

SD カード	録画データを保存できる、記録媒体
録画データ	対応ハードウェアを通じて撮影された動画、静止画、音声、ログ、その他のデータの総称
契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と契約を締結している者
ビューワーソフト	本サービス専用のビューワーソフト
アプリ	本サービス専用のアプリケーション
契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線

第5条（料金の適用）

本サービスの利用にかかる料金は、別表に定めるところによるものとします。

第6条（対応ハードウェアの設置）

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、対応ハードウェアを設置します。

2 当社は、前項の設置場所の決定に際しては、契約者と協議の上、技術的・環境的に適切な場所を選定するものとします。

第7条（契約申込みの方法）

契約の申込みをするときは、その申込みをする方（以下、「申込者」といいます。）が予め本規約を承認し、次に掲げる事項について記載した当社所定の利用申込書を当社に提出するものとします。

- (1) 別表に定める利用料
- (2) 対応ハードウェアを設置する場所
- (3) その他本サービスの内容を特定するために必要な事項

第8条（契約の成立）

契約は、申込者が第7条（契約申込みの方法）の規定に従って申込み、当社による工事開始日をもって成立するものとします。ただし、次の場合には、当社は契約の承諾を撤回することができるものとします。

- (1) 対応ハードウェアを設置し、又は保守をすることが技術上もしくは経営上著しく困難なとき。
- (2) 申込者が本サービスの料金その他の債務（本規約に規定する料金及び料金以外の債務をいう。以下同じとする。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (3) 申込者が当社に通知した所要事項に虚偽及び不備（書面等での名義、捺印等の相違・記入漏れ等を含む）があるとき。
- (4) 契約の申込みをした者が未成年であり、親権者等の法定代理人の同意が得られないとき。
- (5) 契約の申込みをした者が成年被後見人であるとき。
- (6) 契約の申込みをした者が被保佐人であり、保佐人の同意が得られないとき。
- (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第9条（契約の有効期間）

本サービスの契約の有効期間は、契約成立日から1年間（12ヶ月間）とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社又は契約者から何らの意思表示がない場合、引き続き1年間自動的に延長するものとし、以後も同様とします。又最低利用期間は、6ヶ月間とし、利用期間は課金開始月より起算します。最低利用期間内に契約が解除された場合は、サービス利用料とは別に、違約金として1ヶ月の利用料に相当する額（消費税相当額を含む）を支払うものとします。

第10条（本サービスの提供の一時停止）

当社は、契約者から請求があったときは、光インターネットの提供の一時停止（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行った場合のみ本サービスも一時停止するものとします。

2 前項の一時停止の期間は、停止開始の日から起算して6ヶ月を限度とします。

第11条（費用の支払い）

契約者は、本サービスを利用するにあたり必要な利用申込書記載の費用を、当社の指定する支払期日及び支払方法により当社に支払うものとします。ただし、支払期日及び支払方法について、当社と契約者の間に別途文書による契約がある場合には、これに従うものとします。

2 当社は、契約者の支払いが支払期日より遅延したときは、年利14.5%の遅延利息金を支払期日の翌日から支払日までの遅延期間に応じて契約者に請求することができるものとします。

3 契約者が当社に費用を支払う場合においては、その支払額は、当該費用に消費税（消費税及び地方消費税を合計した額）を加算した額とします。

第12条（対応ハードウェアと費用の負担）

本サービスの提供に必要な設備の設置、保守等の工事のうち、当社所定の使用機器、工法等により当社が行う工事は、次のとおりとします。

当社は、契約者の指定する利用開始予定日までに本サービスの提供に必要なハブ、SDカード、LANケーブル配線等の機器及び対応ハードウェアを設置し、その費用を負担します。ハブ、SDカード、LANケーブル配線等の機器及び対応ハードウェアは当社が提供し、所有権も当社に帰属します。

(1) 当社が設置したハブ、対応ハードウェアの運用に係る電気等の使用料金は契約者が負担するものとします。

(2) 当社が設置したハブ、SDカード、LANケーブル配線等の機器及び対応ハードウェアについて、交換、移転又は撤去作業後の住居内の原状復旧は行わないものとし、復旧に要する費用は契約者が負担するものとします。

第13条（対応ハードウェア等の貸与）

契約者は、第25条（本サービス契約の解約）及び26条（本サービスの解除）に定める契約解除の場合、直ちにハブ、SDカード、LANケーブル配線等の機器及び対応ハードウェアを当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、別表に定める弁済金を請求します。契約者は、当社が提供したハブ、SDカード及び対応ハードウェアを取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊しないこととします。

契約者はハブ、SDカード及び対応ハードウェアを故障、破壊又は紛失させた場合は、別表で規定する弁済金を適用し、当社に支払うものとします。

第14条（設置場所の移転）

契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、対応ハードウェア設置場所の移転を請求することができます。

2 前項に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

第15条（施設の所有と維持管理）

本サービスにおける施設の所有区分及び維持管理について、次のとおりとします。

（1）本サービスは、ハブ、SDカード、LANケーブル配線等の機器及び対応ハードウェアを当社の所有とし、当社が維持管理するものとします。

（2）契約者は、当社設備の維持管理の必要上、当社のサービスの全部又は一部が停止することがあることを承認するものとします。

（3）契約者は、ハブ、SDカード、LANケーブル配線等の機器及び対応ハードウェアを善良なる管理者の注意をもって取り扱い、本規約に適合するよう利用するものとします。また、本サービスを維持するために必要な設置環境についても契約者の責任において管理するものとします。また契約者の故意又は過失により故障が生じた場合には、契約者はその修復に要する費用を負担するものとします。

第16条（設備の修理又は復旧）

当社は、契約者から本サービスの提供を受けるに際して異常の申し出があった場合には、これを調査し必要な処置を講じます。ただし、異常の原因が契約者の所有する設備の故障等にあると認められる場合はこの限りではありません。

2 施設の故障等の修復に要する費用の負担については、本サービスの提供を受けるに際し、異常の生じている原因がハブ、SDカード、LANケーブル配線等の機器及び対応ハードウェアの故障等にある場合には、この修復に要する費用は当社が負担します。

3 当社もしくは当社が指定する者は修復業務の遂行に必要な範囲で対応ハードウェアにより送信された録画データ及びLIVE映像を契約者の事前許諾なしに閲覧・確認する場合があります。ただし、この確認は修復業務遂行に限定され、取得・保存・第三者提供は行わないものとします。

4 当社は、当社の責に帰すべき理由により本サービスを提供しなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、利用料を限度として、その損害を賠償します。

5 前項の場合において、当社は、契約者の請求に基づき、その利用が全くできない状態にあることを当社が知った時刻からその利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を24で除した数に利用料の当月日数分の1を乗じて得た額を利用料金から差し引くものとします。ただし、当該請求をなし得ることとなった日から3ヶ月以内に当該請求が行われなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

6 当社は本サービスの提供に関連して契約者に発生した損害（本サービスが利用できないことにより発生した損害を含む）については、結果的損害、付随的損害及び逸失利益を含め、第5項に定める場合を除き、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

7 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

第17条（本サービスの中断・停止）

当社は、当社施設の工事、及び維持管理の必要上やむを得ず本サービスの提供を一時中断することがあります。また、当社は、天災、事変、その他当社の責に帰さない事由により本サービスを停止することがあります。

2 当社は、前項の中断、停止によって起こる損害の賠償には応じないものとします。

第18条（免責事項）

当社は本サービスの提供に関して、第16条（設備の修理又は復旧）第5項に定める場合を除き損害賠償及び復旧等、一切責任を負わないものとします。

2 本サービスで利用する対応ハードウェアにて送信する録画データには、被写体のプライバシー、肖像権などにかかるデータが含まれる場合があります。対応ハードウェアを利用した撮影については、契約者の責において、被写体のプライバシー、肖像権などを考慮の上、撮影するものとします。契約者と第三者との間で、当該権利などに関する争議等が生じた場合、契約者は自己の責任と費用を以て解決するものとします。

3 本サービスにおいて対応ハードウェアより送信された録画データは、電気通信設備や当社設備、電気通信の経路における各種設備の不具合、障害等に起因して消失する可能性があります。当社は録画データの消失に関して、復元は行わないものとします。また、録画データの消失に起因する損害の補償を免れるものとします。

4 当社は契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。契約者は本規約又は法令等の定め違反したことにより、当社又は第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとし、当社を免責しなければならないものとします。

第19条（付属品及び映像データの管理責任）

対応ハードウェア1台につきSDカードが1枚必要です。

2 本サービスによりSDカードに録画された映像の所有権は本サービスの工事完了後をもって契約者に帰属するものとし、契約者は、本サービスにより録画された映像の管理について責任を負うものとします。また、警察等の第三者から映像データの提供を求められた場合、契約者の判断でこれに対処するものとします。なお、SDカードを当社に返却した場合、映像の所有権は放棄していただきます。

3 本サービスにより録画される映像は、SDカードの容量に応じて順次上書きされ、永年に蓄積されるものではないことを契約者は予め承諾するものとします。

第20条（ビューワーソフト及びアプリの提供と管理）

当社は、当社所定の方法にてビューワーソフト及びアプリを契約者へ提供するものとします。

2 契約者は当社が提供したビューワーソフトその他のソフトウェアを善良なる管理者の注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

3 契約者は、映像データ等の閲覧その他、本サービスの利用にあたり、契約者が所有又は管理するパソコン等の端末機器を要するものとします。

4 当社に無断で、ビューワーソフトの複製・改変・解析等を行うことはできないものとします。

5 当社はビューワーソフト及びアプリが利用できないことにより発生した損害について、第16条（設備の修理又は復旧）第4項及び第6項の規定を準用するものとします。

第21条（ID、パスワードの管理）

当社は、本サービスの提供にあたり、契約者に対してビューワーソフト、又はアプリへログインするためのID、パスワード（以下、あわせて「ID等」といいます。）を発行するものとします。

2 契約者は、当社が発行するID等を善良なる管理者の注意をもって適正に管理する責任を負い、ID等を第三者に利用させ、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

3 契約者又は利用者（以下、あわせて「契約者等」といいます。）によるID等の紛失、漏洩、盗難等の管理不十分、第三者による不正使用、又は契約者等の使用上の過誤等により発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

4 契約者等がID等の変更を希望する場合には、当社所定の方法により、当社へ届け出るものとします。

5 契約者からのID等についての問い合わせに対しては、当社所定の方法で本人確認をした上で当社所定の方法により回答するものとします。

6 契約者等のID等は、本契約の終了時に失効するものとします。

7 当社は、本サービスのセキュリティ向上のため自ら必要と認めた場合、ID等の桁数を変更すること、又は他の認証方法を採用することができるものとし、当社が他の認証手段を採用した場合は、当該認証手段にも本条の規定が適用されるものとします。

8 当社が契約者等のID等について、これらの不正使用が想定される事態を発見したときは、当社にて契約者等のID等の削除、変更等の措置をできるものとします。

第22条（禁止事項）

契約者は、本サービス及びビューワーソフト、アプリの利用に関して、以下の行為をしてはならないものとします。

(1) 本サービス及びビューワーソフト、アプリを犯罪行為その他の反社会的行為、もしくはこれを予告・関与・助長するために用いること。

(2) 本サービス及びビューワーソフト、アプリを他人の権利、プライバシーの侵害、個人情報の不正取得、その他不正の目的をもって利用すること。

(3) 本サービス及びビューワーソフト、アプリをストーキング行為等、方法の如何を問わず、第三者に対する嫌がらせに利用すること。

- (4) 本サービス及びビューワーソフト、アプリを第三者のスマートフォン等に無断でインストールし、利用すること。
- (5) 本サービス及びビューワーソフト、アプリを契約者等が利用権限を有しないスマートフォン等を正当な理由無く利用・管理するために用いること。
- (6) 第三者にビューワーソフト、アプリの利用の再許諾すること。
- (7) 本サービス及びビューワーソフト、アプリの利用に関連して使用される当社又は第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為をすること。
- (8) 本サービス及びビューワーソフト、アプリに関するリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アSEMBル、修正、翻訳、その他改造行為。
- (9) 本サービス及びアプリを接続しているサーバーもしくはネットワークを妨害したり、混乱させたりすること。
- (10) 虚偽又は誤解を招くような内容を含む情報等を、掲載等し又は登録する行為。
- (11) 他人（他の契約者を含み、以下同様とします。）の名前その他の情報を不正利用する行為。
- (12) 当社又は他人の産業財産権（特許権、商標権等）、著作権、企業秘密等の知的財産権を侵害する行為。
- (13) 当社又は他人の信用もしくは名誉を侵害し、又は他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為。
- (14) 本サービス及びビューワーソフト、アプリの運営・提供もしくは他の契約者による本サービスの利用を妨害し、又はそれらに支障をきたす行為。
- (15) 本サービス及びビューワーソフト、アプリを商業目的で使用する行為（ただし、当社が別に定めるものを除く。）。
- (16) 法令又は公序良俗に違反する行為。
- (17) コンピュータウイルスなど、有害なプログラム・スクリプトを誘導する行為。
- (18) その他、当社が不相当と判断した内容又は行為。

2 契約者は、当社と別段の合意がある場合を除き、当社が提供するインターフェース以外の手段で本サービス及びビューワーソフト、アプリにアクセスしない（又はアクセスを試みない）ことに同意するものとします。

第23条（権利の譲渡）

契約者が契約に基づき本サービスの提供を受ける権利（以下、「利用権」といいます。）の譲渡は、当社の承諾を得なければその効力を生じません。

- 2 利用権の譲渡について当社の承諾を得ようとする契約者は、当社が別に定める書面により、譲受人とともに当社に請求していただきます。ただし、契約者が利用権の譲渡に関する手続きの一切を当該譲受人に委任した旨を記載した書類又は同様の事実を公的機関が証明した書類の添付があるときは、譲受人が単独で請求することができます。
- 3 当社が利用権の譲渡を承諾したときは、譲受人である新しい契約者は、当該利用契約に係る一切の権利及び義務を承継します。

第24条（利用申込書記載事項の変更）

契約者は、住所その他利用申込書に記載した事項を変更する場合には、所定の手続きによりすみやかに当社に申し出るものとします。

第25条（本サービス契約の解約）

契約者は、本サービス契約を解約しようとする場合、当社所定の方法により当社にその旨申し出るものとします。当該通知の当社への到達日が属する月の末日をもって、契約が解約されるものとします。

2 本サービス契約の解約があった場合、解約月の末日に録画を停止するものとします。録画データは解約月翌月1日より順次削除するものとし、削除後の録画データの復元は行わないものとします。

3 Baycom 光インターネットの解約があった場合、本サービスも解約するものとします。

4 第1項及び第3項による契約解約の場合、契約者は解約日の属する月分までの利用料、開設工事費の残債を一括で支払うものとします。

第26条（本サービスの解除）

当社は、契約者が以下の各号のいずれかに該当した場合、通知催告等何らの手続を要することなく、サービス契約を解除することができるものとします。なお、本条による解除日は毎月末日に行うものとしませんが、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(1)利用申込にかかる申告内容その他当社に提供された契約者の情報に虚偽もしくは不備又はそれらのおそれが判明した場合

(2)利用者が、本規約の定め違反し、又は違反するおそれのある行為を行い、当社から当該行為の是正を求められたにもかかわらず、相当の期間内にこれを是正しなかった場合

(3)利用者が、当社の提供する本サービス以外のサービスの利用にかかる契約に違反した場合又は違反のおそれがあると当社において判断した場合

(4)利用料金の請求に必要な手続として別途当社が指定する手続の完了が見込めないと当社において判断する場合

(5)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。）

(6)利用者が反社会的勢力であることが判明した場合

(7)契約者の所在が不明になり、又は当社所定の方法による契約者に対する連絡が困難となった場合

(8)その他、契約者として不適切と当社において判断した場合

第27条（契約者等に係わる情報の取扱い）

当社は、本サービスを提供するために必要な又は契約者等に係わる情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。

2 前項により収集し、知り得た氏名、名称、電話番号、住所又は居所、請求書の送付先等の情報を、当社は、次の各号の業務遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。

(1) 本サービスの提供を開始、継続、又は終了（お客様センター対応、施工、顧客管理、料金請求、障害検知・復旧等の業務に必要な場合を含む）するために利用する場合。

(2) 本サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析を行う場合。

(3) 個人情報を個人の識別ができない統計データ等の二次的データとして開示する場合。

(4) 本サービスを提供するために必要な契約者等に係る情報を住友電気工業株式会社との間に定めた秘密保持契約に基づき、住友電気工業株式会社に提供する場合。

3 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。

4 当社は、次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。

(1) 本人の同意がある場合。

(2) 契約者の本サービス利用に係わる債権・債務の特定、支払い及び回収のため必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合。

(3) 裁判官の発付する令状により強制処分として搜索・押収等がなされる場合。

(4) 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合。

(5) 人の生命、身体及び財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。

第28条（疑義の解釈等）

本規約に定めのない事項及び疑義が生じた場合、当社及び契約者は、誠意をもって協議のうえ解決を図るものとします。

第29条（国内法への準拠）

本規約は日本国内法に準拠するものとし、本サービス契約に関する法律上の紛争が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第30条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合は、当社及び契約者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

付則

- ・当社は特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
- ・本規約は、2026年4月16日より実施するものとします。

〈クレジットカード支払いに関する特約〉

1 契約者は、契約者が支払うべき料金等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。

2 契約者は、契約者から当社に申出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。

3 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号、有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。

4 当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

別表

【工事費】

項目	料金額	備考
開設工事費	23,760円/台	

【利用料】

項目	料金額	備考
利用料	月額 1,980円/台	

【弁済金】

項目	料金額	備考
対応ハードウェア	22,000円/台	
ハブ	5,500円/台	
SDカード	4,400円/枚	

(注) 別表に記載の金額には消費税等相当額を含みます。